

# 物価高に対する経済対策支援事業Q & A

独立行政法人日本学生支援機構

## I. 総論

Q1 「物価高に対する経済対策支援事業」の趣旨を教えてください。

現在、原材料価格の高騰などによる値上げに加え、急速に進む円安により、学生又は生徒（以下「学生等」という。）の修学環境にも様々な影響が出ています。このような状況を踏まえ、現在、一部の大学等（大学・短期大学（専攻科、別科及び大学院を含む。）、高等専門学校（第4・5学年及び専攻科に限る）、専修学校の専門課程、日本語教育機関等を指す。以下同じ。）においては、学生等への様々な経済的支援策が講じられています。

このような各大学等における支援策をさらに促進するため、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）では、「物価高に対する経済対策支援事業」として、学生等に対して学生生活を送るための食費や修学に必要な消耗品（文房具・教材等）の費用を支援する大学等への支援を実施する取組みを推進することを目的として実施することといたしました。

## II. 支援事業の内容

Q2 支援対象となる支援事業の要件はどのようなものですか。

次の①から③全ての条件を満たす取組が対象となります。

- ① 大学等が独自の財源を用いて行う学生等に支援する事業であること
- ② 学生等の食料品や修学に必要な消耗品に対する支援であること
- ③ 金銭又はこれに類するもの、現物支給による経済的支援であること

Q3 食料品・消耗品に対する支援としてどのようなものが対象となりますか。

学生生活を送るための食費（現物支給を含む）や修学に必要な消耗品の支援が対象となります。

食費の支援として、食料品（カップラーメン、缶詰、お米、野菜、レトルト食品等）の現物支給のほか、食料品を買うためのプリペイドカードや商品券、修学に必要な消耗品の支援として、文房具や履修科目のための教科書代などが考えられます。

**Q4 支援を受けられるのはどのような学校ですか。**

学生生活を送るための食料品や修学に必要な消耗品の費用を支援する大学等が対象となります。

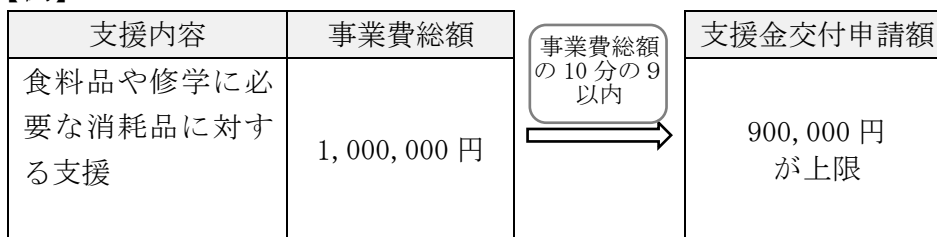
**Q5 用途を特定せずに現金等を支給する事業は支援の対象となりますか。食料品・消耗品以外にも使えるような形で支給することは可能ですか。**

本支援事業は食料品や修学に必要な消耗品に対する支援を目的としていますので、それ以外の支援を目的とした事業については支援の対象とはなりません。

**Q6 支援金交付申請額に制限はありますか。**

1校あたり100万円以下で、大学等が実施する食料品や修学に必要な消耗品に対する支援事業の事業費総額の10分の9の額が上限となっています。

【例】



**Q7 学校が支援事業の費用を負担することなく、支援金のみで学生等への支援を実施することは可能ですか。**

本支援事業は、大学等が実施する支援事業に係る事業費の一部(10分の9以内)を支援するものですので、学校が支援事業の費用を負担せず、支援金のみで支援を実施することはできません。

【例】 学生食堂で定価1,000円のメニューを100円で提供する場合

○ 認められるケース

定価 1,000 円	学生支払	0円	} 学生支払分は事業費に含めず 事業費100円 事業費全体の10分の9以内の額が 支援金
	学校負担	100円	
	支援金	900円	

× 認められないケース①

定価 1,000円	学生支払	100円
	学校負担	0円
	支援金	900円

学生支払分を事業費に含め、その10分の9の額を支援金として申請することはできません。

× 認められないケース②

定価 1,000円	校友会負担	100円
	学校負担	0円
	支援金	900円

学校負担額を0円として支援金を申請することはできません。

※ 校友会等からの寄附金を学校が受領し、寄附金を含めた原資から学校が支援事業の費用を負担する場合には申請可能です。

**Q8 1人あたりの支援額について制限はありますか。**

支援金による学生等一人あたりの支援金額については1万円を上限とします。

**【例1：支援額の設定の仕方】**

例えば、40万円の支援を受けた大学等が、40人の学生等に1万円ずつ支援することも、80人の学生等に5千円ずつ支援することも、どちらも認められません。また、全員一律の金額でなくても構いませんので、より支援が必要な者2人に1万円ずつ、その他の者76人に5千円ずつ、という支援も認められます。

**【例2：大学等の独自の財源から加算する場合】**

例えば、事業費総額200万円支援事業について100万円の支援金を受けた大学等が、200万円を100人の学生等に2万円（支援金1万円＋大学独自財源1万円）ずつ支援することは認められます。

**Q9 支援対象となる学生等はどのように選定すればよいですか。**

どのような学生等を支援対象とするかについては、各大学等で実情やニーズを踏まえて独自に設定してください。例えば、経済状況や学業成績に関する条件を設定したり、他の経済的支援策を受けていない学生等を優先して支援するといった条件を設定することも可能です。

各大学等においては、経済的に困窮している学生等への支援という本支援事業の趣旨を踏まえ、支援対象とする学生等を選定してください。

**Q10 他の経済的支援策を受けている学生等を支援の対象とすることは可能ですか。**

可能です。ただし、他の経済的支援策において、併給が禁止されている場合もございますので、確認のうえ支援の対象としてください。

なお、本機構における「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（食に対する支援）」を受けている学生等について、当該事業と本事業の事業費、支援金を必ず別のものとして手続きしてください。

**Q11 外国人留学生も支援の対象とすることは可能ですか。**

可能です。大学等に在学している学生等であれば支援の対象として差し支えありません。ただし、支援金の実績報告をいただく際には、外国人留学生への支援分を区分して支援金額を報告いただくことにご留意ください。

なお、本寄附金は、留学生への支援に特化したものではないため、在籍する学生のほとんどが留学生である場合を除き、なるべく外国人留学生と日本人学生とバランス良く対象としてください。

### Ⅲ. スケジュール関連

**Q12 円安等による物価高が広まった後、過去に大学等で実施していた学生等への支援事業の費用として支援金を充てることは可能ですか。**

本支援金は、令和4年10月より前に既に支給した支援のための費用を遡って補填することに充てることはできません。

**Q13 交付決定の通知を受けた後、支援金の交付を受けるに先立って学生等への支援を実施しようと考えておりますが、後から支援金を当該支援に充てることは可能ですか。**

交付決定の通知以降に新たに実施した学生等への支援については、その開始時期が支援金の交付前か交付後かにかかわらず、支援金を充てることは可能です。

**Q14 大学等から学生等への支援はいつまでに実施しなくてはならないのでしょうか。**

支援事業終了後、各大学等から機構へ御提出いただく実績報告書を期限（令和5年9月29日（金）必着）までに本機構へ提出できるように学生等への支援（支給）を終了していただくようお願いいたします。

**Q15 支援対象の学生等が決定している場合、実績報告書の提出期限後に支援を実施してよいですか。**

認められません。実績報告書の提出期限である令和5年9月29日（金）（必着）までに、学生等に現金又は物品を支給してください。令和5年9月29日（金）までに学生等に支給できなかった支援金については、返納していただきます。

#### IV. 支援金の使途

**Q16 支援金の一部を、支援事業の事務経費（人件費等）に充てることは可能ですか。**

本支援金は学生等への支援以外の使途は認められませんので、人件費や学生等に現金を振り込む際の手数料等に充てることはできません。そういった費用については自己財源等を御活用ください。また、食料品の調達に係る送料やプリペイドカード等を購入する際の手数料も対象外です。

**Q17 物価高に対する支援と同時に、別のテーマでの支援事業を実施する予定ですが、支援事業全体の事業費総額に含めることはできますか。**

学生等の食料品や修学に必要な消耗品に対する支援についてのみが支援の対象となりますので、別のテーマでの支援事業に係る費用を事業費総額に含めることはできません。また、交付された支援金を別のテーマによる支援事業の経費に充てることはできません。

**【例】**

支援内容	事業費	事業費総額	物価高に対する支援の事業費総額の10分の9以内 ⇒	支援金交付申請額
食料品や修学に必要な消耗品に対する支援	1,000,000円	1,000,000円		
教室設備の改修費	500,000円	総額に含めず		申請対象外

**Q18 支援金を、授業で使用するために学校で一括購入する食材の費用に充てることは可能ですか。**

本支援事業は、経済的に困窮した学生等を支援する事業を対象としたものですので、学校が授業等で使用する食材の費用に充てることはできません。

**Q19 食料品の支援として、学校で炊き出しを実施してもよいでしょうか。**

対象が学生等に限定されるのであれば、差し支えありません。支援金を炊き出しに係る食材購入費用に充てることができます。ただし、会場設営費用や炊き出し器具などのレンタル料等は対象外です。そういった費用については自己財源等を御活用ください。

**Q20 キャンパス近隣の農家や企業から提供された食料を食に窮する学生等に配布する場合、生産者や企業への謝礼に支援金を充てることは可能ですか。**

食料の配布対象が学生等に限定され、謝礼ではなく提供される食料購入費用としてであれば、差し支えありません。ただし、配布に係る費用（人件費、送料等）は対象外です。そういった費用については自己財源等を御活用ください。

## V. 事務取扱

**Q21 寄附金による支援事業とのことですが、学校の会計処理はどのようにすればよいでしょうか。**

本支援金は機構から学校に対する寄附金ではありません。各学校における会計処理については各学校においてご判断ください。

**Q22 交付申請書等の提出書類に公印は必要ですか。**

公印の押印は不要です。

なお、機構が発出する文書についても公印省略といたします。